

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が令和 2 年 5 月 31 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和 2 年 4 月 24 日付けで行った法第 63 条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成 18 年 9 月 21 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和 2 年 4 月 24 日付けで、障害者加算の認定誤りに伴い過支給となった保護費について法第 63 条に基づき費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。
- 3 請求人は、令和 2 年 5 月 31 日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

障がい者手帳が2級から3級に変更になった際に、請求人は事前に処分庁へ手帳を提出していたにもかかわらず、金額が変更となる旨の説明が一切無い状態で、保ご費の過払いが平成31年1月より長期間続いていた。処分庁の変更処理もれによる不手際が原因で、多額の返金を請求人に要求することは不当である。

(2) 審理員が令和2年9月1日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

資力を補うことが困難な為、生活保護の支給を受けている状況である。支給額が減額になることを事前に知っていれば支給額に応じた生活が出来るが、減額の通知が1年以上無い状態で生活していた上で、過払い金を支払うことは財力的に困難である。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 令和2年4月24日付けの本件処分通知書には、「あなたの世帯について、生活保護法の適用を行ってまいりましたが、下記の理由によりすでに支給した扶助費から下記に示す金額を返還していただくことになりましたので通知します。」「1 返還決定額 229,250」、「2 返還の理由 平成31年1月より精神障害者保健福祉手帳の等級が2級から3級に変更され、障害者加算の支給を要しなくなったにもかかわらず、その変更処理が漏れており、保護費が過払いとなっていたため」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年7月29日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件の経緯

請求人は、処分庁の所管区域内を居住地とし、平成18年9月21日に生活保護の申請後保護開始したものである。請求人は、精神障害者保健福祉手帳2級を有していることから、平成29年2月から障害者加算(イ)の認定をしていた。その後、平成31年1月に精神障害者保健福祉手帳が2級から3級になっていたが、障害者加算(イ)の認定削除が出来ていなかった。これは扶助費算定誤りによるものであるが、過払いが発生していた事実であることには変わりがないため法第63条を適用し、障害者加

算額 17,530 円×9ヶ月分（平成31年1月から令和元年9月分）+17,870 円×4ヶ月分（令和元年10月の基準改定分から令和2年1月分）の過支給額計 229,250 円の返還を求めることとなった。

イ 棄却を求める理由

法第63条においては、被保護者が急迫の場合などにおいて資力があるにも関わらず、保護を受けた場合は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定められている。

本件においては生活扶助基準額に対象期間内の計 229,250 円の加算をつけたまま過支給を続けていたことは処分庁の算定誤りではあるが、保護費の過払いがあった事実には変わりがない為、法第63条の趣旨に鑑み今回の決定に至った。

以上のとおり、この決定には何ら違法や不当はないため、この審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年1月16日付けのケース記録票には、「請求人来庁。障害者手帳（2級）の提示あり、これにより平成29年2月保護費より障害者加算2を適用する。」との記載がある。

イ 平成29年1月16日に処分庁が受理した請求人の精神障害者保健福祉手帳の写しには、「交付日 平成28年12月28日」、「有効期限 平成30年12月31日」、「障害等級 2級」との記載がある。

ウ 適用年月日が平成29年2月1日の保護決定調書には、変更の理由として、「請求人の障害者加算2を適用します。」との記載が、加算欄には、「障イ」、「加算額計 17,530」との記載がある。

エ 平成31年3月8日に処分庁が受理した請求人の精神障害者保健福祉手帳の写しには、「交付日 平成28年12月28日」、「有効期限 平成32年12月31日」、「障害等級 3級」との記載がある。

オ 決裁年月日が令和2年4月14日の保護決定調書には、「適用年月日 2.2.1」、「開廃等の理由・通知案 請求人の障害者加算2の削除による。◆過支給額は17,870円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和2年5月分に2,978円収入充当します。令和2年6月分に2,978円収入充当します。令和2年7月分に2,978円収入充当します。令和2年8月分に2,978円収入充当します。令和2年9月分に2,978

円収入充当します。令和2年10月分に2,980円収入充当します。」との記載がある。

カ 前記1請求人の主張(3)のアと同一書類

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている。

(3) 「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)別表第1第2章の2障害者加算の(2)において「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げるものとして、「ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。))」、「イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。))。ただし、アに該当する者を除く。」と定めている。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)の第7の2の(2)のエの(イ)において、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者につい

ては、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」と定めている。

(5)「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。)の第7の問65において、局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、「精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、」当該手帳が含まれるものとして解して取り扱って差し支えないと定めている。

(6)「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の1の(1)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。

なお、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と定めている。

2 本件処分について

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない(福岡地方裁判所平成26年3月11日判決及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照)。

(2) 本件処分について

処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨1(3)ア及び2(2)オのとおり、平成31年1月より精神障害者保健福祉手帳の等級が2級から3級に変更され、障害者加算の支給を要しなくなったにも関わらず、その変更処理が漏れていたことから過払いとなった同年1月分から令和2年1月分までの保護費について返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

処分庁は、処分庁の認定誤りが原因であるものの保護費の過支給が生じていることは事実であり、本件処分については何ら違法や不当はない旨を主張する。

確かに、前記1(2)のとおり、法第63条には、保護の実施機関が不当に高額の設定をした場合の返還義務も含まれているものと解されているところである。

しかし、前記1(6)及び前記(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について返還額から控除することが可能であるとされている。

本件では、本件審査請求に係る事件記録からは、処分庁が本件処分を行うまでの間に、請求人の資産や収入の状況、生活実態、過支給となった保護費の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。

また、調査の結果を踏まえ、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

さらに、本件においては、保護費が過支給となった背景には、前記審理関係人の主張の要旨2(2)エのとおり、処分庁が、平成31年3月8日に請求人の精神障害者福祉手帳(3級)の写しを受理したにも関わらず、令和2年4月に至るまで必要な手続をとらなかったことによって生じたという特段の事情のあることに留意すべきものといえる。

(3) まとめ

これらを踏まえると、処分庁は、本件処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態、過支給となった保護費の使用の状況など検討すべき個別具体の事情についての調査・検討を行っていない点において、返還額の決定に至る過程には瑕疵があるといわざるを得ず、本件処分は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年5月24日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。